

## 令和6年度 沼津市総合評価落札方式実施マニュアル等の改正について

本市における沼津市総合評価落札方式について、以下のとおり実施マニュアル等を改正しましたので、お知らせします。

### 1 令和5年度からの主な改正点

- (1) 配置予定技術者の同種・類似工事の実績について、現場代理人としての実績も加点要素とする

#### 【 改正前 】

過去10年間の主任（監理）技術者、 監理技術者補佐の同種・類似工事の 施工経験の有無	同種工事の実績あり	2点
	類似工事の実績あり	1点

#### 【 改正後 】

過去10年間の主任（監理）技 術者、監理技術者補佐、 <u>現場 代理人</u> の同種・類似工事の施 工経験の有無	同種工事の実績あり <u>（主任（監理）技術者、監 理技術者補佐として）</u>	2点
	類似工事の実績あり <u>（主任（監理）技術者、監 理技術者補佐として）</u>	1点
	<u>同種工事の実績あり（現場代理人として）</u>	<u>1点</u>
	<u>類似工事の実績あり（現場代理人として）</u>	<u>0.5点</u>

- (2) 県内または市内の事業所でなければ加点し得ない評価項目に関し、必須項目から選択可能項目へ変更する（標準型、簡易型Ⅰのみ）

#### 【 必須項目から選択可能項目へ変更する評価項目 】

- ・「障害者雇用企業登録者名簿への登録」（県内の事業所のみが対象の制度）
- ・「優良工事表彰（企業）」（市内の事業所のみが対象の制度）
- ・「優良工事表彰（技術者）」（            ”            ）
- ・「男女共同参画推進事業所の認定」（            ”            ）

### 2 週休2日制工事の実績に関する評価項目への追加について（周知）

週休2日制工事の更なる推進を図るため、将来的に「本市発注工事における週休2日制工事の達成実績」を加点項目として追加することを予定しております。なお、現状、本市発注工事において週休2日制工事を達成した案件が多くないことから、令和6年度は取組推進期間とします。

事業者の皆様においては、週休2日制工事の推進に対し、更なるご理解、ご協力をお願いいたします。

※なお、加点は週休2日制工事対象案件における4週8休以上の現場閉所の達成実績を想定しています。

### 3 各種資料掲載場所

沼津市ホームページ

>事業者のみなさんへ>入札情報・契約>建設工事及び建設工事関連業務>総合評価落札方式による競争入札の実施について

[https://www.city.numazu.shizuoka.jp/business/nyusatsu\\_keiyaku/nyusatsu/kensetsu/sougouhyoka.htm](https://www.city.numazu.shizuoka.jp/business/nyusatsu_keiyaku/nyusatsu/kensetsu/sougouhyoka.htm)